

令和6年6月19日

宇部市議会文教民生委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会文教民生委員会会議録

1 日 時 令和6年6月19日（水）

午前9時29分から午前11時9分まで

2 場 所 第3委員会室

3 事 件 (1) 請願第1号 破損した太陽光パネルの危険性を市民に周知することを
求める請願

(2) 議案第62号 工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（にぎ
わい交流施設）新築工事）

(3) 報告 宇部市学校給食運営委員会の開催状況について

(4) 議案第63号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(5) その他

4 出席委員（9名）

委員長	鴻池博之君	副委員長	浅田徹君
委員	芥川貴久爾君	委員	五十嵐仁美君
委員	岩村誠君	委員	志賀光法君
委員	眞宅宣昭君	委員	猶克実君
委員	吉松剛君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（1名） 議長 山下節子君

7 説明のため出席した者

(1) 請願第1号 破損した太陽光パネルの危険性を市民に周知することを求める
請願

紹介議員 三好保雄君

(2) 議案第62号 工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（にぎわい交流
施設）新築工事）

観光スポーツ文化部

部長 青山佳代君

次長 森本哲也君

次長 白井幸雄君

スポーツ振興課長 明徳義和君

同課主幹 岡田英治君

同課副課長 東野伸行君

(3) 報告 宇部市学校給食運営委員会の開催状況について

教育委員会

教育長 野口政吾君
教育部長 床本博君
教育次長 中村大吾君
学校給食課長 岡田伊都子君
同課副課長 神田真一君

(4) 議案第63号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

健康福祉部

部長 佐々木里佳君
次長 島田伸弘君
次長 加生明美君
保険年金課長 重村一郎君
同課副課長 田中晶子君

8 事務局職員出席者

議事総務課長 吉武智子君
書記 木村美紀君

9 傍聴者

宇部日報ほか2名

———— 午前9時29分開会 ———

委員長（鴻池博之君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから、委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池博之君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてですが、現在2人の申込みがありますので、これを許可することといたします。

なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することいたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し上げます。

それでは初めに、請願第1号破損した太陽光パネルの危険性を市民に周知することを求める請願を議題といたします。

まず、担当書記に朗読させます。

[担当書記が請願第1号を朗読]

委員長（鴻池 博之 君） 本請願の内容は、以上のとおりであります。

この際、お諮りいたします。

本請願の審査に当たり、紹介議員であります、三好議員に説明を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは、三好議員に入室していただくため、このまましばらくお待ちください。

[三好議員入室]

紹介議員（三好 保雄 君） おはようございます。今日はありがとうございます。

委員長（鴻池 博之 君） それでは説明を三好議員、お願いいいたします。

紹介議員（三好 保雄 君） はい。お時間を取っていただきましてありがとうございます。

これは、破損した太陽光パネルの危険性を市民に周知することを求める請願です。

請願事項といたしまして、「市におかれでは、破損した太陽光パネルの感電、火災、有害物質の危険性と対処について、市民に十二分に周知する取組を行われるよう強く要望する」ということで、その理由を説明させていただきます。

今、読んでいただきましたように、非常に今、日本国内で太陽光パネルをたくさん作っています。

屋根の上に載せているのもそうですけれども、休耕田、田畠と、山口県内でも、どんどんここも太陽光パネルになったのかと、皆さんも御存じだと思うのですけれども。

いろいろ新聞等でも御存じだと思いますけれども。

火災とかですね。5月10日の読売新聞に出ておりました。

こういうものがあったと、皆さんも御覧になったと思うのですが。

3月に鹿児島市、鹿児島県伊佐市、4月に仙台市ということで、もう消防のほうも近づけなくて、そのままほっておいて20時間ぐらい鎮火するまで待っておかないといけない。

それで、太陽光パネルというのは壊れてしまっても全部セルが発電している直流なのですよね。それで、そこで水がかかっていくともうそれですぐ、感電していくということで近づけないというもので。だからホースで放水するとホースを通じて感電するみたいなところもあるのではないかと思うのです。濡れたところは全部感電してしまうということで、消防隊の方の危険性もあります。

それから火災ですけれども、とにかく一般家庭の中でも、やはり屋根材の上で、直接木の上に載せているというふうな施工の仕方をされているところもあります。これも非常に火災が危険ではないかということもあります。

私がその問題にしているのは水源の近くで、宇部では小野湖の周りです。この辺り、先日調べてみました。ダムのすぐ上がったところに、やはり本当に小野湖の近くに大きな太陽光パネルソーラーがかなりの数があります。それがもし何か破損したら、物質が流れていってしまうだろうということです。

私が調べたものでは、鉛、セレン、カドミウムというやはり有害物質、これがやはり水道水に混入してしまい、浄水場ではなかなかそれが取り除けないだろうこともあります。

それで、1月1日に能登半島地震がありました。地震の中で、太陽光パネルが非常に破損したと。とにかく全部壊れてしまっても、個々においては電線につながっていなくともそれぞれの部分で全部発電しているのだと。このように小さく、持てるぐらいの大きさになったとしても、そこで発電をしているということ。それが小さな火種になって火災の危険もありますし、感電の危険もあるということを、私も非常にびっくりしましたし、能登の方々も非常にそれで困ったということがありました。

そこに書いてありますように、とにかく我々市民、国民が知っておくことがある。設置するのはそれぞれの御家庭であったり、それぞれ土地を売った方であったりするのですけれども。そこを知ることによって、やはり破損しないような設備を作る、少しお金がかかってもやるということができるのではないか。とにかく、市民の皆さんに情報を周知できるようにしていくことで多く解決できるのではないか。

それで、能登の方と私も議員仲間で知り合いがいるので聞いてみたのですけれども。山の斜面が、例えば崩れますよね。そうすると、パネルの下がなくなりますから、ふにゃと下がってくると。そうすると下がっている部分で、下がないわけですから、パキンパキンとそこで割れてしまうと。

太陽光パネル、石をあてても大丈夫だよと、かつて日本のメーカーが作っていた時はそうだったのですけれども、今ほとんど中国製になっております。

業者さんから私は聞いたのですけれども、——「今ね、三好さん、パネルというのはすごく弱いのですよ。自分たちが工事している時も気をつけてやるのだけれども、なにか木の枝とかに当たってそこでパリンと割れてしまうと、全部そのところからモジュールで不都合が出てくる」というようなことを、聞いたりしています。

今の製品が製品として弱くなっているということ。それから今、災害時に非常に危ないということ。それから、宇部市の場合、特に小野湖の水源の近くにも作られていると。

これ、やはり林議員さんもいろいろ太陽光パネルのことで、一般質問されておりましたけれど

も、とにかく市民が知っていて、選択する。市民の方が最初のスタートですから、そこをやはり、お願いするためにも、市民に周知徹底していける啓発をお願いできるかなというための請願でございます。

以上で、説明を終わります。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、紹介議員の説明は終わりました。

ただいまの説明に対して、質疑はありませんか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） 感電とか火災の恐れがあるということなのですけれども、具体的にこの太陽光パネルによって、感電があって何か事故があったとか、あるいはそれで火災が発生したという、そういう事例というのはあるのでしょうか。

紹介議員（三好 保雄 君） 宇部市ですか。

委 員（五十嵐 仁美 君） いや、宇部市…。全国も含めてですね。

紹介議員（三好 保雄 君） ここに、先ほど新聞をお見せしましたように、このような事例で火災が起きているということはあります。全国で何件起きたかちょっと数は調べてないのですけれども。かなり論文とかも調べてみたのですけれども、太陽光パネルの火災についてということで、大学の先生が出されているものもありました。

以上です。

委 員（五十嵐 仁美 君） ここでは能登半島地震で、たくさんの太陽光発電施設が破壊されて流されたとかあったのですけれども、この能登半島でもやはりそういう事例が生じていましたか。

紹介議員（三好 保雄 君） そうです。

今おっしゃった能登半島の写真も私も議員に見せていただいて、今日持って来ればよかったですのですけれども、かなり出ているという事例がありました。

今、ここの請願の中にもありましたように、崩れて道路を塞いだというものもあります。その太陽光パネルが邪魔になったこともあります。火災にならなくてもです。

太陽光パネルというものが非常に厄介な動きをしてしまっているという事例がございました。

以上です。

委 員（五十嵐 仁美 君） 能登の場合には、太陽光パネルが家についてるものなどは、当然家が崩壊すれば、それは流れたりするでしょうけれども、その太陽光パネルが原因で火災が発生したりとかいう事例があったのですか。能登でも。

紹介議員（三好 保雄 君） 太陽光パネルが原因で、それで燃えたとかという、直接がそこだったとは分かりません。それで例えば台所で火を使っておられたとかというのはあるかもしれませんけれども、太陽光パネル自体だけが原因で、その家が火災になったということはちょっとそこは調べておりません。しかし、太陽光パネルが、災害の時に非常に問題になったというのは、

議員から聞いております。

委員長（鴻池 博之 君） はい、眞宅委員。

委 員（眞宅 宣昭 君） 私は電気関係の仕事をしていまして、直流電源を主に扱っているのですけれども、直流というものはプラスとマイナスと分かれています、片方触っただけでは何もないのですが、触ると感電するということで、完全に両方触った場合、太陽光は電圧が低いのですけれども、容量が大きいのですごく電流があると電流が流れます。

こういう知識がない方が扱うと感電したり、またそれがショートすると、容量が大きいので、発火の直流が短絡するとすごく電流が流れますので。発火する危険性も十分あると思いますし、やはり一般の方、電気の知識がある人はそういうことは分かるのですけれども、一般の方はそういう知識が多分ないと思うので、そういう危険性は確かにあります。

委員長（鴻池 博之 君） はい。ほかにありますか。志賀委員。

委 員（志賀 光法 君） まず、請願趣旨については私もどちらも賛同したいと思います。

特に宇部市でもこの危険性について、ウェブサイトで周知していないという事実も確認できました。

確かメガソーラーのモジュール部分かどこかが火災で、よく危険性を承知している消防隊員が2人、やはりけがをされている事例も知っています。ただ気になるものが、中段にあります「宇部市の水源である小野湖の周りには、太陽パネルが多数存在する。」です。危険性を強調するために、これを入れられたと思うのですけれども、先ほど、地図アプリで示されたのですけれども、私が把握しているところでは、この小野湖の周りには1か所、かなり初期にメガソーラーが作られました。

それとあと上流部の吉部の厚東川に1か所、そして、二俣瀬になると思うのですけれども農地につけています。

この多数というのがちょっと数が気になります。

紹介議員（三好 保雄 君） 何か所という形ではなくて、パネルの、1枚1枚ということを含めてね。何十か所もあったわけではありませんから、もしそこで請願を出すときに、ここ文書を変えてということがあればすぐ書き換えます。本当、小野湖のことは、志賀委員さんが一番よく御存じだと思いますので、御指導をありがとうございました。

委 員（志賀 光法 君） 小野には、過去に水源の問題とかいろいろなことがあります、こういうことを書かれれば、気になる方が多くいらっしゃると思いますので、できたら、やわらかい表現にするか訂正していただければと思います。

請願趣旨については私も危険性は十分認識しておりますので、宇部市もしっかりと周知する必要があると思っています。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。猶委員。

委 員（猶 克実 君） これ、市に対する請願ですから、それを踏まえて、請願事項の中で、2つほど聞きます。対処についてということがあるのですが、周知して、その対処はどういったことを期待されますか。

紹介議員（三好 保雄 君） やはり設置する時に、Aという場所かBという場所か選択する場合には、やはりがけ崩れがないほうとか、選択をこちらをしようとかいう場合あるいは製品で2種類あった、CとDという製品があったならば、安全なほうを選ぼうというような対処というふうにして考えて、この言葉を使いました。

委 員（猶 克実 君） もう一つ十分に周知する取組を行うように要望されていますので、周知の方法としてはどうということを望まれておりますか。

紹介議員（三好 保雄 君） 先ほど志賀委員さんがおっしゃいましたようにウェブサイトでということは、真っ先に簡単にできそうですから。やはり市の広報とか通じて、発表して、告知していただければというふうに考えています。

委 員（猶 克実 君） 周知することの中に、その対処について周知をするわけですから、どういうふうに周知するのか、中身を「危険性が有ります」で終わりなのか、「危険性があるので、何か火災のときにはどのようにしてください」とか、そのところを具体的にちょっとお聞きしたいですね。

紹介議員（三好 保雄 君） 私も太陽光パネル専門家ではないのですが、私の知人にも専門家がおりますのでそこを聞きまして、ちょっとこここの文言を何にしたら一番字部市にとっていいのかということで聞いて、文章を付け加えるという形にしたいと思います。

委員長（鴻池 博之 君） はい。ほかにありますか。吉松委員。

委 員（吉松 剛 君） 先ほど小野湖の周りにも太陽光パネルがありまして、それも破損した場合の水源への影響があるというお話をありましたけれども、この辺については例えば経済産業省や環境省が作っています、業者向けのガイドラインにはこういった対策はないですか。

紹介議員（三好 保雄 君） そこは若干書いてありましたけれども、やはり能登で実際にそれだけ起きているということで、より体験をしたわけですから、よりガイドラインを、こことのころは強くというふうな書き方をしていかないといけないかなと思います。

ちょっと私今ここでガイドラインを持ってきていないので、すみません。

委 員（吉松 剛 君） 確かに今のこの請願自体は、私も大変いいことだと思っていますけれども、実際に設置するのは業者ですから、どちらかというと業者へのガイドラインといいますか、そちらのほうを強くしたほうがいいかなと思いました。市民の方に周知してもいいと思いますけれども、実際、設置されるのは業者ですから。市民の方も土地を売るときにこの危険性があることによって、売るのをためらうとかいう人が出くればいいですけれども。

実際に売ってしまえば、設置するのはもう業者ですから、市民への周知も大事ですけれども、どちらかというと業者のほうも、しっかりとその辺りのほう、ガイドラインをもっと強く使う、厳しくするというのが大事だと感じました。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） 鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が使われている場合がありますとあるのですけれども、これも正確にこういう物質が使われていてこういう有害な土壤や水源に流出した場合の環境汚染になるのだというような、何かそういう細かい具体的な事例というか、そういうのはありますか。

紹介議員（三好 保雄 君） 私もざっと見て、鉛がこのメーカーには多いとか、このメーカーにはこれが多いたとかというところまではちょっと精査してないのですけれども、一般的には有害物質が入っていると。メーカーによって違いました。全部いろいろなメーカーを調べたわけではないのですけれども、国内メーカーの場合には、かなり良くなっているということはあるのですが、どうしても海外、中国、ウイグル自治区のほうからというふうなことで、アメリカはそれを止めているわけですから、かなり問題があるということだと私は理解します。

また、この件についてはちょっともう少し調べてみて、専門の方にも聞いて、どれがどう、何が人体に影響があるのかというようなことで、文章が必要になれば書き換えていきたいと考えております。

委 員（五十嵐 仁美 君） いろいろこの文章を読んでいて、恐れがあるとかという感じの書き方が多いのですけれども、確信というか、はっきりと、具体的なこういう事例があつて実際にこういう危険性があるのだというその断定ができないあたりはもうちょっと調査をしないと、なかなかそれを市民に訴えるにしても、こんな恐れがあるから気をつけましょうよと言ったところでそれは分からぬ。まして先ほどの物質がその環境汚染を引き起こすようなもの場合には、国のはうでは一体どういう対策をしているのかとか、そういうことも含めて、もうちょっとこのままでは賛成反対しかねる、しかねるというか、ちょっと調査が必要ではないかというふうに感じるのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（鴻池 博之 君） 猶委員。

委 員（猶 克実 君） 紹介議員の説明に加えるわけではないのですけれども、この請願の趣旨に書いてあることについては、市民が科学者でも研究者でもないわけですから、ここに恐れがあるとか、曖昧には書いてありますけれども、市民の方が不安に思う理由が書いてあるわけで、根正確な根拠をここに書くことは必要なくて、こういう不安がありますと言っているだけですから、ここについての明確な根拠については、説明する必要が私はないと思います。

確かに恐れがあるとか、ある場合があるとか、曖昧な書き方がしてあるのは、あくまでも請願

者が研究者でも別にないわけで何回も言いますけれども。

ここ一番大事な請願事項についてのことだけが、一番大事なことではないかと私は思います。

委員長（鴻池 博之 君） 五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） 請願の内容にはそれでいいかもしないのですけれども、この請願をこの議会の中で承認するというか、認めるとなった場合に、今度は市民に対して、それを受け入れたという、きちんとしたその報告、こういう危険性がある、こういうことがあるから、私たちはこれを受けることにしましたという感じのそこの部分での調査、もうちょっと詳しく議会で調査をする必要があるのではないかということを、ちょっと言いたかったのです。

委員長（鴻池 博之 君） 猶委員。

委 員（猶 克実 君） そんなことを言ったら請願を受けられないと思う。誰も受けられない。一番大事なのは、どういったことがあるという断定をすることはできないと思うのですよ。どんなに調べても、断定はすることできないと。

ただ、不安があるということについては否定はできないですよ。こういう不安がありますということ自体。

だから、今私が質問したのは、どういったことを周知してどうして欲しいのかということが、一番私は大事なのではないかなと思ったのです。

気をつけて、こういう可能性がありますということだけを周知するだけしか方法がないのかもしれないけれども、議会がその対処方法まで勉強したり、どうしてくれということまで具体的に市民に周知することは、もともとできないと思います。

請願としてこういう市民がこういう不安がありますという声を議会がそれを受けられるかどうかの請願だと思います。

委員長（鴻池 博之 君） 五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） こういう危険性がありますから気をつけてください、では済まないと思うのですよ。やはりここにもうその危険性と対処について、市民に周知してくださいというふうにした請願の内容が書いてありますので、やはりその対処、だからこうすることをしなければならないのですよというところまで、やはり市としては責任を持ってそこまでやらなくてはいけないというところだと。ちょっと調査はしないとできないなという感じがします。

委員長（鴻池 博之 君） 猶委員

委 員（猶 克実 君） 今の話だと、事故が起きて、何か災害が、大災害でも起きないと請願ができないということになります。可能性がある、こういう不安がありますということを市民に周知することは最も起きない段階では大事なことだと私は思います。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありませんか。岩村委員。

委 員（岩村 誠 君） この請願書に関しては、市民に周知することを求める請願というこ

とと、最後請願事項には、「市におかれましては」と記載されております。

請願とは出されたら、もし、採択される場合は議会のほうで、きちんと皆さんのはうで議会のほうでも採択、不採択と決めるわけであって、採択というのは何か重いものになると思います。

ただ、その後、国へ意見書なんかを提出したりするということもその請願の中の趣旨にはあるというふうに、説明されている市なんかもあるのですが、これには市におかれましてはというふうに書かれていますが、今まで市に対して何かしらこういう働きかけをして、その上で何か取り上げてもらえなかつたとか、全然動いてもらえなかつたから、請願を出されているのかと。

今までこのことを市に対して、何か動かれたのであればそういうちょっと今までの経緯というのを教えていただければと思います。

紹介議員（三好 保雄 君） 私個人としては、市に働きかけていることはありません。

今回、全国の動きを見て、やはり能登半島の災害を見まして、それが大きく取り上げられていましたので、私もこれはしないといけないなという形で、させていただければと思った次第です。

委 員（岩村 誠 君） その思いがあるということであれば、例えば、議会の質問等で、しっかりと市の対応に対して働きかけ、そしてある程度今この委員会で少し疑問というか、これはどうなのかというようなこともあったと思いますので、市のにしっかりと質問して、そのこともきちんと答えていただき、議論して、市民に分かっていただき、最終的に要望を上げたりすれば、まずそこで取り上げてもらえる可能性もあるのではないかなと思います。

内容に関しては周知することが大変必要だなと思いますが、先ほど言いましたように、請願というのはまたちょっとさらに一步向こうというか、というものがあって、なかなかそれまでの働きかけがうまくいかなかつたらと言つたら失礼ですけれども、なかつたりとか、それから団体さんが請願されたりとかいうのがあるのですが。少しこれを請願に出されたということの趣旨について、まずは先に市への働きかけはないかなと思います、で止めておきます。答弁は結構ですので、もし何かあればお願いいいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 芥川委員。

委 員（芥川 貴久爾 君） 私も、今の請願事項について、普通国のはうに自分の気持ちがなかなかいかないのでというようなことが多いのかなと。今回、市においてはと書いてあるので、言われたように、市のはうに何か言って、何もしていないよということであれば、それはちょっとおかしいと、議会としても市に何か言うようにお願いします、ということならば、まだ分かるのですけれども、今言われたように市に言って、何もないのなら、議会が市に請願をするというのは分かるのですけれども。

これ、今岩村委員さんがおっしゃったように、市のはうで何か言われたかどうかってやはり重要なことではないかなと。

市のほうに、議会として、これをやりなさいというよりも、やはり執行部として、これは当然

今、太陽光の設置の要綱もありますよ。

あの中にも実際にはこういうことが起きたときに、業者にどうするかというようなことも入っていないのですよ、実は。

したがって、考え方としては、非常にいいと思いますので、ぜひこれは1回ちょっと市のほうに言ってもらったが、これを出したら、何か市が全然やってないのではないかという、議会が、意思決定をしているような感じもちょっと反対に受けたので今の岩村議員の話で、その辺で少し議論されるといいのかなというふうに思います。

よろしくお願ひします。

紹介議員（三好 保雄 君） ありがとうございます。

実は本当は、私は国の方に何か言いたいなというところはあるのです。

やはり国の方がこう関わっておられるので、私もちょっと事務局に御相談したときに、やはり市からだらうというようなことも御意見いただきいただきましたので、その段階として、いきなりやはり市議会として請願ということで、国に、資源エネルギー庁、環境庁にということはちょっと階段が飛びすぎたかなというふうに思って一応、ではどうしましようかね、こういう思いが自分にはあるのですけれどもと言って、では市からということで、市というふうにして考えました。もしこれが国ということで、もし国へ行けということで、おっしゃっていただけたのでしたら、もう本当に相手先は大臣ということで、国会ということで考えておりますけれども、もしそうであれば、宇部市だけの問題ではなくて全国でですね。

実はやはり私たち、参政党ですから議員仲間もすごく交流しています。

今、こうなのだけれども、ちょっと出さないかというふうなことで、そこが最初のスタートで、私個人としては最初にこの請願ということは考えてはいなかった。

他にやはり質問とかいっぱいありましたから。

ところが、やはり全国の動きの中ではちょっと宇部市でも、やはりお願ひを出していくことが可能ならば、一つ、先輩議員さんのお考えもお聞きしてから出そうかなという思いはあって、結果としてこういう形にしたのですけれども。もし、国へということであれば、国ということで、したいと考えております。

委員長（鴻池 博之 君） 吉松委員。

委 員（吉松 剛 君） 今、言われたように、最後の請願事項が市におかれましてはとのことですので、これ多分請願しなくても、担当課に言えば、多分周知してくれるような気がしたものですから、ちょっとそれを請願とするのがちょっと今、もう趣旨自体は本当に大変賛同しているのですけれども、今のその意見等聞いて。それがどうかなと疑問を少し今持っているところです。

やるのはもっと大きいところで、本当に業者へのガイドラインの方ですね、そこをもっと厳

しくというか、そちらのほうにしてもらえばいいのかなと。

市民周知なんかは多分、担当課に言えばそうやってくださったから、どうかなと思います。

以上です。

紹介議員（三好 保雄 君） ただ、国というほうがいいということを皆さんにおっしゃるならば、ここは相手を国というふうにしていけるのであれば、させていただきたいかなと。

やはり地方自治法の改正もありましたので、本来対等な部分があったのだけれども、少し、有事あるいは災害のところで国があって、緊急という思いもあるのでしょうかけれども、それぞれの地方からの発信ということもやはり大事ではないかなと私は思っておりますので。

もしここで文章をすぐ書き換えるということであれば、そして今志賀委員さんがおっしゃったように、小野の方の思いもあって、これを見た時に何か嫌な思いをする人がいたらよくありませんので、そのようにさせていただこうと思います。

委員長（鴻池 博之 君） 猶委員。

委 員（猶 克実 君） これは国に対する意見書を求めるよう要望、請願でも要望でもないので、市民がこういう不安がありますということに対する、宇部市に対する請願ですから、文章を書き換える必要は私はないと思います。

あと討論で言おうかと思ったのですけれども、市民にこういう不安があるということを受けとめるかどうかということを主に重きを置きたいと思います。

委員長（鴻池 博之 君） 他に、質問よろしいですかね。猶委員。

委 員（猶 克実 君） そのことを踏まえて、文章を書き換えるということを今言われると、この請願の審査ができなくなるので、この請願に対する審査をしているわけ。書き換えるとなると、取り下げるという話と同等になるのですけれども、いかがでしょう。

紹介議員（三好 保雄 君） 取り下げるということになると困りますので、やはり今志賀委員さんが言われた部分については、修正もしてはいけないですか。

委 員（猶 克実 君） これは国に対する意見書ではありませんから、この文章に対する審査です。

紹介議員（三好 保雄 君） ということは、このまで。今、ここで……。

委 員（猶 克実 君） 文章を書き換えると言ったら、取下げですよ。請願ですから。市民が言われていることを議会が変えるなんていけない。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。討論、採決に移ってもいいですか。

[三好議員退出]

委 員（五十嵐 仁美 君） 舍權します。退出してよろしいでしょうか。

委 員（猶 克実 君） 採決のときに退出は分かるのですけれども。討論は聞いてもらわないと。討論で退出というのはちょっとおかしいのではないですか。

委員長（鴻池 博之 君） 討論までは残ってください。

ないようですので、これより、討論に入ります。

討論はありませんか。猶委員。

委 員（猶 克実 君） 請願の趣旨に対する市民の気持ちということについては、根拠がどうかということは確かにありますけれども、こういう不安があると言うことは、私も事実だと思いますので、こういう趣旨の請願について、議会として受け入れることについて、賛成の討論をいたします。

委員長（鴻池 博之 君） はい。ほかにありますか。芥川委員。

委 員（芥川 貴久爾 君） 趣旨はすごく、当然、いいことであると思います。

しかしながら、市に出されるのであれば、やはり市長にその旨やはり十分に知らせるし、また今の請願の趣旨の中にも練るところがあつたり、少し若干、スーパーの経営者は発火の恐れがあることを知らなかつたと、結局これはどうなつたのかというのはちょっとよく分からぬし、少しもう一度中を精査されて出されないと、このままでいいですよという話にはならないのではないかなど。

内容は、市民に対して太陽光のパネルについてこういうことがあるよというの非常に重要なことであるし、やはり先に市長のほうに、これについてちょっと検討してくれないか、というようなことが先にあるべきで、これが出来ると、本当に市は何もしていないのかというような話になるのでちょっと何か変な話になるのではないかという気がします。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決をいたします。

[浅田副委員長、五十嵐委員退出]

委員長（鴻池 博之 君） それでは、請願第1号破損した太陽光パネルの危険性を市民に周知することを求める請願については、これを採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君） 賛成少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

[浅田副委員長、五十嵐委員入室]

委員長（鴻池 博之 君） それでは次に、議案第62号工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（にぎわい交流施設）新設工事）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 観光スポーツ文化部です。今年度、初めての委員会になりますので、説明の前に自己紹介をさせていただきます。

執行部 観光スポーツ文化部長の青山です。よろしくお願ひいたします。

執行部 同じく次長の白井です。よろしくお願ひします。

執行部 同じく次長の森本です。よろしくお願ひします。

執行部 スポーツ振興課長の明徳です。よろしくお願ひします。

執行部 同じくスポーツ振興課主幹の岡田です。よろしくお願ひします。

執行部 スポーツ振興課副課長の東野と申します。よろしくお願ひします。

委員長（鴻池 博之 君） はい。それでは説明をお願いします。

執行部 それでは、議案第62号工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（にぎわい交流施設）新築工事）につきまして御説明申し上げます。

これは恩田スポーツパーク施設（にぎわい交流施設）新築工事の契約締結について、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課から説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

執行部 それでは御説明させていただきます。

議案集の13ページを御覧ください。

本件につきましては、恩田スポーツパーク整備事業における施設整備工事のうち、にぎわい交流施設新築工事に関するものです。

工事場所は、議案集14ページに参考図として記載しております。野球場と陸上競技場の間、恩田運動公園の中央付近となっています。

請負金額は3億7,773万6,700円とし、令和6年4月23日に仮契約を締結しております。

契約の相手方は恩田スポーツパーク整備管理運営業務の受託事業者である、美津濃グループの代表企業である、美津濃株式会社代表取締役水野明人です。

契約の方法は公募型プロポーザル方式による随意契約です。

議決後着工し、完成期日は令和6年12月27日までとしております。

別添の資料を御覧ください。

1ページ目は位置図となります。工事の概要ですが、建築物の構造は軽量鉄骨造平屋建てで、延べ床面積は732.49平方メートル、建築面積780.91平方メートルです。

また、建物周辺の園路広場の整備面積は約2,400平方メートルで、舗装や植栽、彫刻の設置を行うこととしています。

2ページ目には立面図を掲載しております。3ページ目には施設のパース図と外観のイメージ図を掲載しています。

4ページ目には施設内平面図、5ページ目にはイメージ図を掲載しています。なお、4ページのエントランス入口は開き戸となっておりますが、自動ドアにすることにしています。

24時間トイレ入口についても、自動ドアにすることにしています。

建物は軽量鉄骨造平屋建てで、建物から3メートルほどひさしを延長し、利用者の日陰を確保することとしています。

施設にはダンス、ヨガ、卓球の練習場等として利用できる多目的ルームがあり、広さについては16メートル掛ける18メートルで、面積は288平方メートル。

また、選手施設として、ロッカーを備えた更衣室やシャワールーム、衛生施設として、24時間利用できるトイレを完備しています。

その他、来園者の交流できる場として、カフェスペースやキッズスペース、授乳室を設置する予定です。

園内の利用時間内は、北側のアドベンチャー広場と南側の屋根つきグラウンドへの通り抜けが可能で、多くの方が、アクセスしやすい構造となっています。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。猶委員。

委 員（猶 克実 君） 多目的ルームというのは、どういう目的、用途で使う予定ですか。

執行部 多目的ルームの利用用途につきましては、軽運動、それから会議、それからダンス、吹奏楽、卓球の練習場等、多様な活用を想定しております。

またバーチャルフィットネスや、eスポーツ等、最新サイバー空間を提供し、新たな利用者の獲得も目指しているところでございます。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） 吉松委員。

委 員（吉松 剛 君） 今の確認ですけれども、多目的ルームにはもちろんエアコンは入っていますよね。24時間のトイレもあるということでしたけれども、監視カメラとかそういうものの設置状況はどんな感じですか。

執行部 監視カメラにつきましては、園外から24時間、入口のほうに向けて、防犯カメラを向けるような形で注意喚起といいますか、抑止力を設けるような形にしております。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。志賀委員。

委 員（志賀 光法 君） すみません。にぎわい交流施設ということなのですけれども、こ

の中に設置してある更衣室には、シャワーもありますか。

これについては、利用は多目的ルームだけの利用者なのか、この恩田スポーツパークの中でいろいろと活動される方は、全てこの施設とか更衣室とか使用できるのでしょうか。

執行部 シャワーの利用につきましては、にぎわい交流施設以外の方、恩田スポーツパークで運動、スポーツをされる方全ての方が利用できるように考えております。

委 員（志賀 光法 君） このシャワーの利用料、あるいは更衣室の利用料というのを決められるのでしょうか。

執行部 更衣室及びシャワーの利用料については、条例で定める予定にしています。

ただ、通常というか、シャワーについてはコイン式のほうを予定しております。

以上です。

委 員（志賀 光法 君） これはプロポーザルということなのですけれども、それにしてはシャワーの箇所数、あるいはロッカーとか少ないと思うのですけれども、提案者はどういう形でこれを提案されたのでしょうか。

多くのランナーとともに利用されるので、恐らく多くの利用者があるのではないかと思うのですけれども、この個数とかどういうふうに提案あるいは決定されたのでしょうか。

委員長（鴻池 博之 君） 答えられますか。

執行部 更衣室の数については、男子が20個、女子が20個を今予定しております。それで、委員が言われますように、実際に多くのランナーが利用されてるというのは現状を把握しておりますけれども、設定の数につきましては、実際に——これだけ人数があるからこれだけの数を設置したという提案ではなかったです。

委 員（志賀 光法 君） それからトイレについては24時間利用できるということは本当にありがたいと思うのですけれども、このエントランスホール全体が24時間利用できるということでしょうか。

執行部 にぎわい交流施設は、トイレ以外のものにつきましては、24時間の利用はできない形になっております。

トイレの部分については、トイレの入口から入りまして、図面でいくと左側になるのですけれども、こちらが、シャッターが下りるような形になります、キッズルーム等、施設のほうには行けないような形にしております。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） はい。いいですか。ほかにありますか。吉松委員。

委 員（吉松 剛 君） 医務室があるのでけれども、医者といいますか、誰か常駐されるのですか。

執行部 今のところ医者の常駐というのは考えておらないですけれども、何らかの場合でベッ

ドも準備しておりますので、一応そちらで休憩といったらおかしいですけれども、休憩していただく中で、状況に応じては、救急搬送とかいうことも考えていく必要があるのかなと思っています。

委 員（吉松 剛 君） 医務室は誰でも自由に使えるのですか。

誰でも入れるというか、誰もいないですよね、そこには。

執行部 医務室の前に受付がございまして。ここに職員といいますか、人を配置しております、その方を経由して中に入していく形になります。

委 員（吉松 剛 君） そうしたら、その受付の方に当たっては当然医療のそういうノウハウがないわけですよね。対応としては、当然けがとかをしたときには医務室に行って、そこで救急車を呼ぶとかそういうことですか。

執行部 委員さんが言われるように、その場の状況に応じて救急車を呼んで、とかいう形になると思います。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。猶委員。

委 員（猶 克実 君） このにぎわい交流施設がプロポーザルでと書いてあるのですが、全体の確かプランのプロポーザルでミズノだったと思うのです。この施設の部分をミズノじゃないと。プロポーザルで。全体を考えても、ミズノならちょっと理解しやすいのですけれども、この設計だけが、プロポーザルにした理由というのは何でしょう。

執行部 今この施設だけのプロポーザルではなくて、あくまでも恩田スポーツパークの運営、整備運営業務としてプロポーザルを実施しておりますので、この施設以外の設計についても、ミズノさんのほうでやられているという状況です。

委 員（猶 克実 君） 普通に考えて、別にミズノではなくてもよかつたかなと思ったりするのですけれども。

これミズノ以外がプロポーザルでやる可能性というのはあったのですか。やはり。

プロポーザルでこれだけを単独にプロポーザルされたということではない。一緒に。

その中の1つの、プロポーザルの中にこの建物が消費税を入れて3億7,700万円は入っていたと。プロポーザルの時に。そういうことですか。

執行部 委員さんが言われたとおり全体を含めてのプロポーザルであったと。そういうことです。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。志賀委員。

委 員（志賀 光法 君） 今多くのこのスポーツ施設で、アフタースポーツといいますか、終わった後、いろいろな交流ができる、例えば飲食ができるとか、そういう提供をするところがだんだん増えていて、それこそがスポーツを皆でやるということにつながると思うのですけれども、そういう飲食ということはなかったのでしょうか。

執行部 飲食に関しましては、資料の3ページにパース図がございますけれども、この上の左側の図面ですが、ちょっと上から見た形で分かりにくいのですが、白い建物がにぎわい交流施設でございます。右下のところにちょっと白い所、着色しているところがございますけれども、こちらにレンタルキッチンという形で事業者提案で、こちらのほうでキッチン等を設置して、食を提供するような形を計画しております。

委員（志賀 光法 君） 今回とは、別に計画されるということですか。一緒ですか。

執行部 この工事の中にはですね、このレンタルキッチンというのは入っております。先ほど言いました事業者提案になりますので、あくまでも事業者の方でやれる事業という形になります。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。はい。ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第62号工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（にぎわい交流施設）新築工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

観光スポーツ文化部の皆さん、お疲れさまでした。

(3) 宇部市学校給食運営委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

委員長（鴻池 博之 君） それでは次に、議案第63号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 説明に先立ちまして、自己紹介をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

執行部 健康福祉部長佐々木でございます。よろしくお願ひいたします。

執行部 次長の加生です。よろしくお願ひいたします。

執行部 次長の島田です。よろしくお願ひいたします。

執行部 保険年金課長の重村と申します。よろしくお願ひいたします。

執行部 同じく副課長の田中と申します。よろしくお願ひします。

執行部 地域福祉課課長の東原と申します。よろしくお願ひします。

執行部 同じく副課長の森嶋と申します。よろしくお願ひします。

執行部 それでは、議案第63号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてです。

これは山口県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、お手元にお配りしている資料に沿って御説明をいたします。

まず、1、議案の趣旨についてですが、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により、関係地方公共団体、今回の場合は、山口県後期高齢者医療広域連合を構成する県内19市町ですが、これらの関係地方公共団体の協議が必要となります。

この関係地方公共団体の協議に先立ち、地方自治法の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が必要となりますので、このたびの定例会に議案として提出したものです。

次に、2、改正内容についてですが、高齢者の医療の確保に関する法律が一部改正されたことに伴い、山口県後期高齢者医療広域連合規約に定める、関係市町が行うこととされている事務を改正する必要が生じたものです。

それでは、高齢者の医療の確保に関する法律の改正内容について御説明をいたします。

まず（1）ですが、個人番号カードと被保険者証の一体化、いわゆるマイナ保険証の導入に伴い、令和6年12月2日、現行の被保険者証及び資格証明書が廃止されることとなりました。

ただし、経過措置として廃止前日の12月1日までに発行交付された被保険者証等については、廃止後1年間を限度として、当該被保険者証等の有効期限までは使用できることとされました。

なお、現行の資格証明書については、資格証明書という言葉はなくなりますが、医療機関で受診した際、一旦10割負担いただく仕組みは残ります。

マイナ保険証になっても、医療機関側で一旦、医療費の10割分を御負担いただく方であることは把握できます。

また、短期被保険者証については、マイナ保険証の導入に伴い廃止されます。

次に、（2）ですが、令和6年12月2日以降はマイナ保険証の使用が原則化されますが、マイナンバーカードを持たない方や、マイナンバーカードと被保険者証をひも付けされていない方など、マイナ保険証で医療機関を受診できない方に対しては、新たに資格確認書が交付されることとなります。

この資格確認書には、現行の被保険者証の記載事項と同様に、被保険者番号、住所、氏名、生年月日、資格取得年月日等が記載されます。

資格確認書という名称になりますが、実質的には現行の被保険者証と変わりはありません。

なお、マイナンバーカードを持たない方や、マイナンバーカードと被保険者証をひも付けされていない方など、マイナ保険証で医療機関を受診できない方については、医療保険者で把握できるため、被保険者からの申請を待つことなく、職権で資格確認書を交付することとなります。

次に（3）ですが、マイナ保険証では、自身の資格情報を目視できることから、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう、新規資格取得時や負担割合の変更時等に「資格情報のお知らせ」が交付されることとなります。この資格情報のお知らせには、被保険者番号、氏名、負担割合、有効期限、交付年月日等現行の被保険者証に記載されているような事項が記載されます。

これら（1）から（3）のような改正が行われたことから、別表第1中、被保険者証及び資格証明書を、資格確認書等に改正する必要性が生じたものです。

なお、改正規約の施行日は、改正法の施行日と同日の令和6年12月2日となっております。

説明は以上となります。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） マイナ保険証を持っていない方も持っている方も関係なく、この資格確認書というのは、全員に配布されるというわけではないですね。

執行部 資格確認書はマイナ保険証を持っていない方、マイナ保険証で医療機関を受診できない方に対して、交付するものですので、マイナ保険証をお持ちの方には交付の予定はしておりません。

以上です。

委 員（五十嵐 仁美 君） マイナ保険証を持っているけれども、今現在それを使わないで、昔の紙の保険証で使っているという方がなんかとても多いと聞いたのですけれども、そういう方々は、急に紙の保険証が使えなくなるというあたりの、混雑にならないようにどういう考えを持ってていますか。

執行部 現行の被保険者証は一旦、令和6年12月2日に廃止はされますが、例えばその被保険者証の有効期限までは最大1年間使えます。ですので、新たにマイナンバー、——例えばマイナンバーカードを取得するところからひも付けするっていうのは最大1年間猶予がございますので、マイナ保険証を使えるようにお願いをできればと思っております。

委 員（五十嵐 仁美 君） 病院に行かれている高齢者の方はなかなかそれがよく分からぬといふことが案外多いので、そのあたりを意識をさせる、ちょっと何か手立てがかなりいろいろ

る必要なのではないかなと思いますけれども、何かそういう段取りというのは何か考えてらっしゃるのですか。

執行部 今現在、マイナ保険証を実際に持つておられる方でも、マイナ保険証を実際に使用したことがあるという方は随分まだ少ない状況です。

国においてはこの原因として、例えば医療機関側で保険証をお持ちですかとか、声かけがまだ不足しているのではないかというような分析も行われております。

医療機関側での声かけ、我々の周知をはじめマイナ保険証というのをこれから使えるように、行政側としても周知を図って参りたいと思っております。

以上です。

委 員（五十嵐 仁美 君） あとその資格証明書で今、病院を利用されている方に対してはどういう感じになるのですか。

執行部 今現在、資格証明書を交付されていらっしゃる方に対しては、実際に今度は資格証明書はなくなります。

マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書を交付することになります。その方に対しては、事前に10割負担をお願いするようになりますという文章、施行日前にはお送りする予定しております。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。吉松委員。

委 員（吉松 剛 君） マイナ保険証を紛失した場合なのですけれども、現在の紙の保険証であれば多分再発行がすぐできると思うのですけれども、マイナンバーカードというか紛失した場合は多分結構手続き時間がかかりますよね。その間は、とりあえず一旦10割を払っておくというふうなことなのですか。

執行部 マイナ保険証を紛失された場合は、委員がおっしゃるように、あくまで再発行まで時間がかかりますので、その場合は資格確認書を交付して医療機関を受診していただく。

ただそれにはちょっと申請をしていただく必要があるのですけれども、申請をしていただければ資格確認書をお出しして、それで受診をしていただくという流れになります。

委 員（吉松 剛 君） 資格確認書は、もう例えずっと永遠に発行するのですか。あくまでも期間限定ではなくて。

執行部 具体的な運用についてですけれども、資格確認書については、しばらくの間、1年2年3年4年5年と今後続いていくことが想定されております。

委 員（吉松 剛 君） いずれなくなるということですか。その場合は、その再発行するまでは10割払うというふうになるのですか。永遠に続かないと、いつまでもたっても多分紛失というのはあるのですよね。

マイナ保険証を失くした時に、それは資格確認書を発行してもらえばいいですけれども、期限つきでいつかなくなるのであれば、なくなつたあとは……。

執行部 現在においては資格確認書が廃止されるという流れはございません。資格確認書は今のところ、ずっと発行していくという法改正になっております。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） 今の質問につけ加えてなのですけれども、マイナ保険証をずっと取るつもりがない場合には、毎年毎年申請をしなくともこの資格確認書は届くということです。それとも、申請しないと届かないという状況になるのですか。

執行部 被保険者の方には申請していただく必要があるものを、こちらのほうで職権で発行するものというのを適宜区別しながら、被保険者の皆様に確実に医療を受診していただけるよう、できるだけ職権で交付できるような形にして運用していきたいと考えております。

以上です。

委 員（五十嵐 仁美 君） では、申請しなくても、年が変わればまた届くというので待っていてもいいのですか。

執行部 その方向で検討したいと思っております。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。ほかにありますか。

ないようですので、これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第63号山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君） 賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

健康福祉部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で本委員会に付託されました議案の調査は、審査は終わりました。

委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

その他として、行政視察調査票をお配りしたことをお伝えいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、文教民生委員会を閉会いたします。

―― 午前11時9分閉会 ――

令和6年6月19日

文教民生委員会委員長 鴻 池 博 之